

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

西尾市は、個人住民税の賦課課税に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

愛知県西尾市長

公表日

令和5年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	個人住民税に関する事務 基礎項目評価書
②事務の概要	地方税法に基づき、各種課税資料を収集し、個人住民税を計算・賦課決定・通知する。 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用する。 ①申告等情報の受理 ②賦課決定・賦課更正及び税額通知の発送 ③住民基本台帳に記録されていない者の課税に伴う他自治体への通知 ④他地方公共団体との税務調査・回答 ⑤給与支払者等からの各種申請・届出書の受理 ⑥個人住民税の減免申請書の受理及び承認・却下の決定通知 ⑦他地方公共団体への資料回送 ⑧所得・課税証明書の発行
③システムの名称	住基・税オンラインシステム、申告支援システム、審査システム(eLTAX)、国税連携システム(eLTAX)、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
個人住民税ファイル、住民記録ファイル、宛名管理ファイル、収納・滞納管理ファイル、申告支援ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。) (平成25年5月31日法律第27号) ・第9条(利用範囲) 別表第一の16の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項 (1,2,3,4,6,8,9,11,16,18,23,26,27,28,29,31,34,35,37,39,40,42,48,54,57,58,59,61,62,63,64,65,66,67,70,71,74,80,84,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項) (別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)が「地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項 (27の項)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	総務部税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部税務課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 445-8501 西尾市寄住町下田22番地 0563-56-2111(代)

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [O]接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[特に力を入れて行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 永谷和夫	税務課長 青山秀樹	事後	
平成28年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成28年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成27年4月1日	平成28年4月1日	事後	
平成29年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 青山秀樹	税務課長 高須英樹	事後	
平成29年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成29年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成28年4月1日	平成29年4月1日	事後	
平成30年4月1日	I-5-② 所属長	税務課長 高須英樹	税務課長 宮地将人	事後	
平成30年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成30年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成29年4月1日	平成30年4月1日	事後	
平成31年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	税務課長 宮地将人	総務部次長兼税務課長	事後	
平成31年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成30年4月1日	平成31年4月1日	事後	
平成31年4月1日	IV-1 リスク対策	項目なし	リスク対策を追加	事後	評価書の様式変更による
令和3年4月1日	I-5-② 所属長の役職名	総務部次長兼税務課長	総務部税務課長	事後	
令和3年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	4月1日	事後	
令和3年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	平成31年4月1日	4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-1 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	II-2 いつ時点の計数か	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	